十二、日本ペプシコーラ株式会社および東海飲料株式会社に対する件

昭和四十六年（排）第四十一号

排除命令

東京都港区赤坂一丁目九番二十号
日本ペプシコーラ株式会社
右代表者　代表取締役　ラッセル・エフ・ムーニー

静岡県志太郡岡部町内谷九百三十三番地の一
東海飲料株式会社
右代表者　代表取締役　田代正

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　日本ペプシコーラ株式会社および東海飲料株式会社は、東海飲料株式会社の販売地域における一般消費者を対象に、「ペプシのキャップがキャッシュにかわる！」と称し、昭和四十六年三月十五日から同年九月十五日までを期間として実施した懸賞による景品類の提供の企画に基づく景品類を供与してはならない。

二　日本ペプシコーラ株式会社および東海飲料株式会社は、今後その販売する商品について懸賞による景品類を提供する場

合、景品類の価額の総額が、当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二をこえるものを提供してはならない。

三　日本ペプシコーラ株式会社および東海飲料株式会社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　日本ペプシコーラ株式会社および東海飲料株式会社は、第一項の企画が、不当景品類および不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第三項の規定に違反するため、当該企画に基づく景品類を供与しない旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

五　日本ペプシコーラ株式会社および東海飲料株式会社は、前項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　日本ペプシコーラ株式会社（以下「日本ペプシコーラ」という。）は、肩書地に本店を置き、「ペプシコーラ」および「ミリンダ」という商標名の清涼飲料水の原液を製造し、その一部をもって自ら缶入りの右商品を製造販売するとともに、その大部分を後記の東海飲料株式会社その他のペプシコーラおよびミリンダの製造販売業者に一手に供給している事業者であって、ペプシコーラおよびミリンダの製造販売業者に対し、当該商標の使用を許諾し、右商品の製造方法を指示し、製造技術、販売業務等について統一的に指導監督を行ない、また、右商品の宣伝広告も自ら、または、これら製造販売業者らと共同して行なっている。東海飲料株式会社（以下「東海飲料」という。）は、肩書地に本店を置き、日本ペプシコーラから原液の供給を受けて、右ペプシコーラおよびミリンダを製造し、静岡県（熱海市および伊東市を除く。）および山梨県の地域において、これを販売することを業とする事業者である。

二　日本ペプシコーラおよび東海飲料は、共同して、東海飲料の販売地域における一般消費者を対象に、「ペプシのキャップがキャシュにかわる！」と称し、昭和四十六年三月十五日から同年九月十五日までを期間とし、東海飲料の販売するペプシコーラレギュラーサイズおよびファミリーサイズの王冠の裏に「¥五〇〇プラスファミリー三本」、「¥一〇〇」、「¥五〇」、「ペプシもう一本」または「このつぎにご幸運を」と印刷し、購買者のうち「¥五〇〇プラスファミリー三本」と印刷された王冠を当てた者には現金五百円とペプシコーラファミリーサイズ三本（百八十円相当）、「¥一〇〇」と印刷された王冠を当てた者には現金百円、「¥五〇」と印刷された王冠を当てた者には現金五〇円、「ペプシもう一本」と印刷された王冠を当てた者にはペプシコーラレギュラーサイズ一本（三十五円相当）、総額約一億二千百六十九万円相当の景品類を提供することを企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、当該懸賞に係る取引の予定総額は、約十二億四千三百三十四万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、この制限をこえるものである。

法　命　の　適　用

前記の事実によれば、日本ペプシコーラおよび東海飲料の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第三項の規定に違反するものである。

よって主文のとおり命令する。

昭和四十六年七月二十九日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委　員　有賀美智子

委　員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男